

市道の路線認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
1	惣島名丸線	下呂市馬瀬惣島字大野垣内 265 番 3 地先から 下呂市馬瀬名丸字横平 1669 番 23 地先まで	
2	下山弓掛線	下呂市馬瀬下山字拇峠 528 番 59 地先から 下呂市金山町弓掛字中合 802 番 1 地先まで	

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

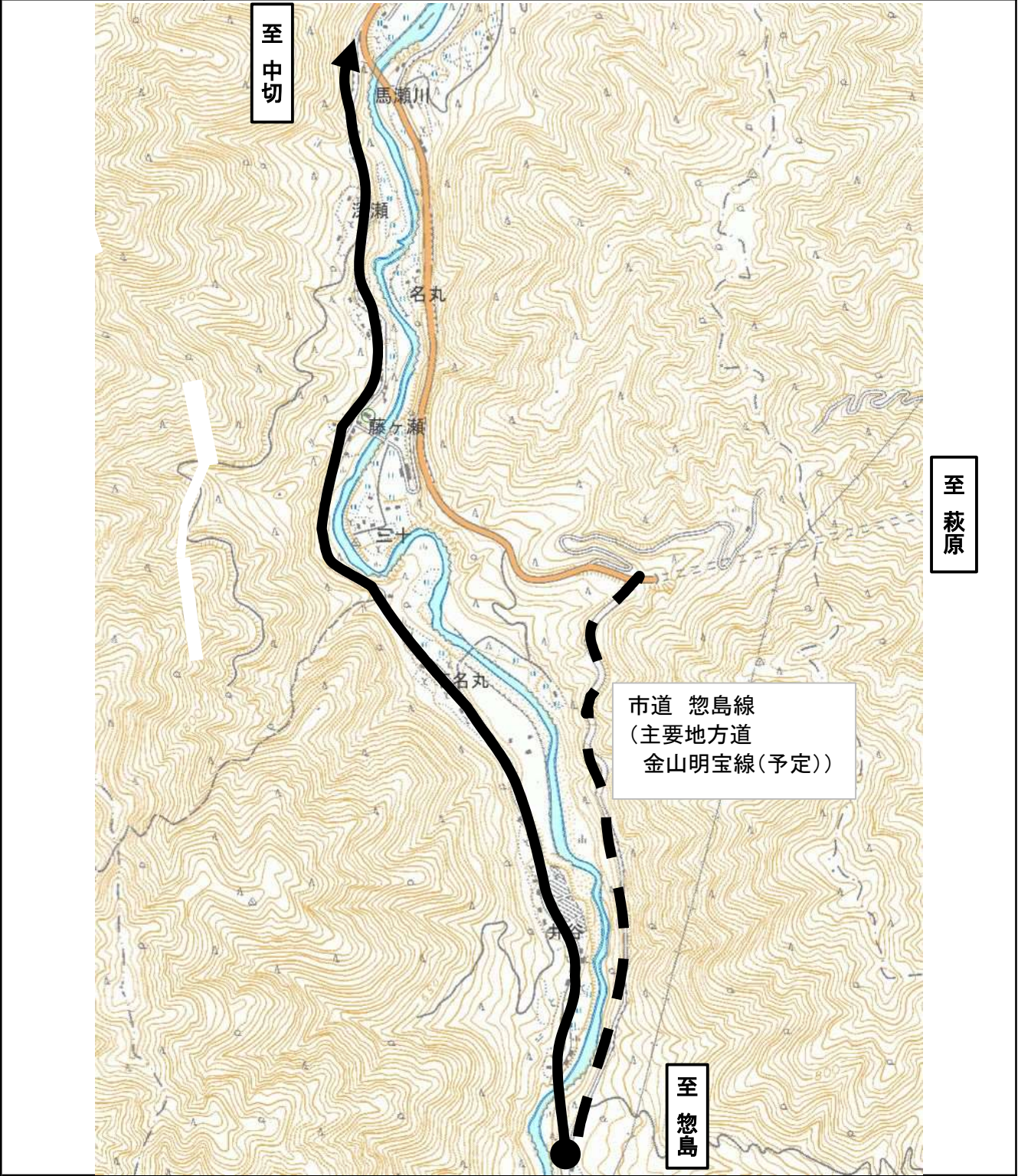
提 案 理 由

道路再編により、県道の一部が移譲されるため市道の路線を認定するもの。

路線認定

起点側  終点側

路 線 名		惣島名丸線	幅員	4.0m～10.4m
起 点	下呂市馬瀬惣島字大野垣内265番3地先から		延長	4,242.80m
終 点	下呂市馬瀬名丸字横平1669番23地先まで			
認 定 理 由		道路再編により、県道の一部が移譲されるため市道の路線を認定するもの。		



路線認定

起点側  終点側

路 線 名		下山弓掛線	幅員	2.0m～16.0m
起 点	下呂市馬瀬下山字梅峠528番59地先から		延長	10,421.50m
終 点	下呂市金山町弓掛字中合802番1地先まで			
認 定 理 由		道路再編により、県道の一部が移譲されるため市道の路線を認定するもの。		

